

一般財団法人バリアバリュー財団

定 款

平成 28 年 3 月 15 日 作 成
平成 28 年 4 月 5 日 設 立

一般財団法人バリアバリュー財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人バリアバリュー財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市淀川区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界中の人や企業、社会の想いを、障害者の自立と社会参加の支援へ繋げ、障害者やその家族、支援者の声を発信するためのネットワークを構築することで、“障害を活かした事業”を行う人や団体を支援し、新たな雇用を創出することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 障害者の視点・経験・感性を活かした製品・サービスの調査、研究及び提言
 2. 障害者の発案する事業モデル及び障害者の活動に関するコンテストの開催
 3. 障害者の学び方、働き方、生き方に関する調査、研究及び提言
 4. 障害に関する各種会議・コンベンションの開催
 5. 障害に関する各種情報提供サービス及びネットワークの構築
 6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しな

ければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 12 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議

員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 7 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(損害賠償責任の免除及び限定)

第 27 条 この法人は、法人法第 198 条において準用する法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、法人法第 198 条において準用する第 111 条の行為に関する理事又は監事の責任を、法令の限度において免除することができる。

2 この法人は、法人法第 198 条において準用する法人法第 115 条の規定により、非業務執行理事又は監事との間に、法人法第 198 条において準用する第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第 28 条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応じる。

3 顧問は理事長が委嘱し、顧問の任期は理事長の任期による。

4 顧問は、無報酬とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会であらかじめ定めた理事が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、理事会であらかじめ定めた理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 36 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第 37 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 39 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

(設立時評議員)

第 39 条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	民 野 剛 郎
設立時評議員	井 原 充 貴
設立時評議員	森 田 啓

(設立時役員)

第 40 条 この法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	垣 内 俊 哉
設立時理事	岸 田 ひろ実
設立時理事	藤 田 隆 永
設立時理事長	東京都品川区東五反田一丁目 8 番 3 号 ディー・ウイング島津山 6 0 2 垣 内 俊 哉
設立時監事	大 亀 雄 平

(最初の事業年度)

第 41 条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第 42 条 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所を次のとおりとする。

大阪市淀川区西中島三丁目 8 番 1 5 号

(設立者の商号及び本店、並びに設立に際して拠出する財産及びその価額)

第 43 条 設立者の商号及び本店並びに設立に際して拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者	大阪市淀川区西中島三丁目 8 番 1 5 号 株式会社ミライロ
代表取締役	垣 内 俊 哉
拠出する財産及びその価額	現金 3 0 0 万円

(法令の準拠)

第 44 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。